

管内市町における難病患者の把握及び災害時支援体制等に係る状況（令和4年度）

資料4

	項目	秩父市(障がい者福祉課)	横瀬町(福祉介護課)	皆野町(健康こども課)	長瀬町(健康福祉課)	小鹿野町(福祉課)
避難行動要支援者名簿について	(1) 名簿の管理部署	社会福祉課	福祉介護課 介護支援グループ	福祉課	健康福祉課	福祉課
	(2) 登録の対象	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級又は2級を所持する児(者) (但し、障害の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限る。) 療育手帳(ア)・Aを所持する児(者) 精神保健福祉手帳1級を所持する児(者) 要介護認定3～5を受けている者 前号に掲げるものに準ずる状態にある難病患者 その他避難支援等を希望し、市長が支援の必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、高齢者や障がい者等要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、次に掲げるいずれかに該当するもの ア 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定を受けている者のうち、要介護度3以上の認定者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳(1・2級)、埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)の規定による療育手帳((A)・A)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持する者 75歳以上の1人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯 妊産婦、乳幼児 難病患者 日本語の理解が十分でない在住外国人等 その他(アからウまでに該当しない介護保険認定者、障がい者、高齢者、傷病者、自力避難が困難な者) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活の基盤が本町内の自宅にあり、以下に規定する者のうち、支援を必要とする人。 (1) 介護保険における要介護認定3～5を受けている人 (2) 身体障害者手帳「1級」・「2級」を所持する人(内部疾患を除く) 療育手帳「(ア)」を所持する人 その他、町長が、避難するうえで何らかの支援が必要と認めた人 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険における要介護認定を受けている要介護の者 身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級または2級の者 療育手帳の交付を受けている障害の程度がaまたはA判定の者 70歳以上の一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯に属する者 1～4以外で、民生委員・児童委員が特に災害時の支援が必要と認めた者(妊産婦及び乳幼児、難病患者、日本語に不慣れた在住外国人など) 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上単身高齢者 70歳以上高齢者世帯 要介護認定3以上 手用所有者(身体1級・2級、知的(ア)・A、精神1級) 難病患者、支援希望者(日本語の理解が不十分な在住外国人、老老介護、日中独居等)
	(3) 難病患者の掲載	掲載している 人数：名簿全体 3,148名 うち難病患者 98名	掲載している 人数：名簿全体 277名 うち難病患者 1名	掲載している 人数：名簿全体 192名 うち難病患者 5名	掲載していない	掲載している 人数：名簿全体 495名 うち難病患者 13名
	(4) 電源を要する難病患者の人数	掲載している(その人数：87名)	掲載していない 理由：病名を明確に確認できていないため	掲載している(その人数：3名) (避難行動要支援者名簿では電源を要するか記載はないため、在宅で酸素濃縮装置等を利用されている方へ補助金を出す制度の名簿により把握している。2つの名簿を照合した結果3名が該当した。)	掲載していない 理由：対象者を把握できていないため	掲載していない 理由：名簿登録申請時に、電源が必要かどうかまでの情報は求めていないため
	(5) 難病患者の把握方法	県(保健所)から難病患者の情報提供を受けている	難病患者が市町村に申し出ることによって把握している	難病患者が市町村に申し出ることによって把握している	把握できていない	県(保健所)から難病患者の情報提供を受けている
	(6) 県(保健所)への情報提供の依頼	依頼をしたことがある (依頼の頻度：1年ごと)	依頼をしたことがある (依頼の頻度：不定期)	依頼していない	依頼していない 理由：対象者を把握できていないため	依頼をしたことがある (依頼の頻度：不定期)
	(7) 難病患者等自らが、名簿への掲載(登録)を市町村に申し出る機会(取組)の有無	取り組んでいる (具体的な周知方法：市報)	取り組んでいる (具体的な周知方法：町広報、ホームページへの掲載、民生委員、児童委員の訪問による周知の啓発)	取り組んでいる (具体的な周知方法：障害者手帳交付時に申出書への記載を案内している)	検討中	取り組んでいる (具体的な周知方法：個別通知、町報掲載)
	(8) 登録者の平時の情報提供	あり 機関内(具体的に：名簿の情報提供) 機関外(具体的に：名簿及び個別台帳の情報提供)	あり 機関内(具体的に：総務課防災担当/名簿を提供) 機関外(具体的に：区長会、消防団、民生委員・児童委員・社会福祉協議会/名簿を提供)	なし	あり 機関内(具体的に：総務課 防災担当) 機関外(具体的に：秩父消防本部)	あり 機関内(具体的に：民生・児童委員、区長) 機関外(具体的に：)

	項目	秩父市(社会福祉課)	横瀬町(福祉介護課)	皆野町(健康福祉課)	長瀬町(健康福祉課)	小鹿野町(福祉課)
個別避難計画について	(1) 個別避難の管理部署	社会福祉課	福祉介護課 介護支援グループ	福祉課	健康福祉課	福祉課
	(2) 難病患者に対する個別避難作成の有無	・作成していない 理由：今後関係部署及び民間の福祉避難所等と協議しながら検討していきたい	・作成している (1 名) → 見直しの頻度：1年ごと	・作成していない 理由：要介護3～5、身体障害者手帳1～2級、療育手帳④を対象に当該計画の作成を案内しており難病患者は前述の要件に該当してくると判断しているため、難病患者を対象に作成を行っていない。	・作成している (0名) → 見直しの頻度： 不定期	・作成している (13名) → 見直しの頻度： 不定期
	(3) 難病患者に対する個別避難計画の掲載情報		・具体的な避難の方法 ・かかりつけ医療機関と後方支援の医療機関名称・連絡先			・使用している医療機器の名称 ・想定される避難先の名称・連絡先
	(4) 難病患者に対する個別避難計画の作成に係る関係者		・市町村福祉(障がい者)担当課 ・民生委員 ・町内会・自治会等			・市町村福祉(障がい者)担当課
	(5) 避難行動要支援者名簿・個別支援計画の更新及び方法	①登録者名簿 1回/年 ②個別支援計画 回/年 ③更新方法：(新規対象者への郵送、同意書提出された方の名簿、計画追加及び削除)	①登録者名簿 1回/年 ②個別支援計画 1回/年 ③更新方法：(年1回民生委員へ対象世帯の訪問を依頼)	①登録者名簿 不定 回/年 ②個別支援計画 不定 回/年 ③更新方法：(介護認定結果通知時に該当者について制度の案内、障害者手帳取得時または更新時等該当となったタイミングで制度の案内をするため不定。計画作成にあたり情報シートの提出を依頼するが、毎年定月に広報等で掲載し変化や変更がある場合に再提出してもらうなど更新の仕組みについてはまだ検討中のため未定。)	①登録者名簿 1回/年 ②個別支援計画 回/年 ③更新方法：(避難行動要支援者名簿システムを導入している)	①登録者名簿 1回/年 ②個別支援計画 1回/年 ③更新方法：(住基ネットによる変更チェック及び民生委員による報告確認)
	(6) 難病患者の避難行動要支援者名簿や個別避難計画等の作成にあたり、市町村で行っている取組や苦慮している点		・年に1回、広報で制度について周知を行っている。 ・年に1回、民生委員に地区を回ってもらい、情報の更新を行っている。			
要電源者の把握状況について	(1) 要電源者の災害時支援担当部署	障がい者福祉課	福祉介護課	福祉課、健康こども課	健康福祉課	福祉課
	(2) 要電源者の把握	・在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金受給者のみ把握している	・個人を特定して把握に努めているが、十分な把握には至っていない	・個人を特定して把握している	・個人を特定して把握に努めているが、十分な把握には至っていない	・在宅酸素療法の電気料の補助を受けている方は把握しているが、それを受けていない方については不明
	(3) 要電源者に関する情報を共有している部課名	共有していない	・障がい福祉担当課 ・その他の福祉担当課(介護、高齢者担当課)	・障がい福祉担当課 ・保健担当課	・障がい福祉担当課 ・その他の福祉担当課 ・保健担当課 ・防災担当課	・防災担当課 ・浄化槽担当の住民生活課。浄化槽点検時に電源が落ちる時があるため。
	(4) 想定している要電源者の避難先	個別避難計画において避難先を個別に検討	・福祉避難所	・指定避難所 ・福祉避難所 ・医療機関 → かかりつけ医、最寄りの病院	・指定避難所 ・福祉避難所	・避難先の指定をしていない
	(4) 指定避難所及び福祉避難所における電源確保状況	① 指定避難所 ・一部避難所で確保 ② 福祉避難所 ・一部避難所で確保 ③ その他 ・市町村が保有する発電機等を必要な避難所等に運搬	① 指定避難所 ・一部避難所で確保 ② 福祉避難所 ・一部避難所で確保 ③ その他 ・市町村が保有する発電機等を必要な避難所等に運搬	① 指定避難所 ・確保できていない ② 福祉避難所 ・一部避難所で確保 ③ その他 ・市町村が提携する機関や団体に保有する発電機等を必要な避難所に運搬	① 指定避難所 ・一部避難所で確保 ② 福祉避難所 ・全避難所で確保 ③ その他 ・市町村が保有する発電機等を必要な避難所等に運搬	① 指定避難所 ・確保できていない ② 福祉避難所 ・確保できていない ③ その他
	項目	秩父市(社会福祉課)	横瀬町(福祉介護課)	皆野町(健康福祉課)	長瀬町(健康福祉課)	小鹿野町(福祉課)
要電源者における	(1) 日常生活用具給付・貸与事業での医療機器の予備バッテリーの購入等の費用の給付					

休ける災害時の非常用電 のための支援等	(2) (1)以外で市町村が実施している補助や事業	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
要電源者への支援に関して、貴市町村での独自の取り組みや工夫されている点または苦慮している点					把握している方については、地図を作成し町内のどこに自宅があるかがはっきりとわかるようにしている。苦慮している点は、電気料の補助を受けていない方の把握の方法である。	